

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、長野県南部に位置し、南アルプスと中央アルプスに挟まれた地形であり、町の中央を天竜川が北から南へ流れ、川の東西に段丘が形成され、東側には工業団地と水田地帯が、傾斜地には水稻、小梅の栽培などが行われています。西側は、住宅地、商店街、工業団地が開け、梨、りんごなどの果樹栽培が盛んである。

当町の人口は高度経済成長期とともに人口増加が続いていましたが、平成17年度をピークに減少に転じており今後も減少傾向が続いていることが推測されます。一方核家族などの少数世帯数の増加により世帯数は増加傾向にある。

当町の産業は第1次産業、第2次産業が減少傾向にある中、第3次産業は平成12年までに増加傾向にあり、その後も横ばいの状況にある。また、第1次産業は減少傾向にあるものの、産業別就業者の構成比では、令和2年国勢調査によると、第1次産業が1,537人(22.2%)、第2次産業が2,239人(30.7%)、第3次産業が3,480人(47.9%)となっている。現在、町内の中小企業者数は、経済センサスによると、平成28年の587社から令和3年の598社と横ばい傾向にあり、人手不足、後継者不足等の課題が継続している中、町内の中小企業において生産性を向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、会社を次の代に引き継いでいくことが求められている。

このような中、松川町商工会と連携をとりながら商工業の振興を目的とし、小規模企業指導事業や商工業振興対策事業等商工会事業の実施、中小企業等の経営安定化と工業の活性化を図るため、商工振興資金による支援策の実施および経営拡大や起業等の支援を行っている。

しかし、当町における産業の縮小傾向には歯止めをかけるには至っていないことから、引き続き生産設備の一新を図るなど、中小企業の生産性の向上について抜本的な取組を行い、「力強く、魅力ある商工業が育つまちづくり」を目指し、人手不足などの厳しい事業環境の改善を行う。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業の生産性向上を図ることを目指す。また、認定にかかる2年間の目標件数を15件とする。

（3）労働生産性に関する目標

本計画による労働生産性に関する目標は、先端設備等導入計画の認定を受ける事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年平均3%以上向上することとする。

2 先端設備等の種類

当町としては、業種に偏ることなく、町内のすべての企業に生産性向上の効果を波及させることを目的とするため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

当町の産業は、市街地やその周辺地域および山間地に至るまで広域的に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

（2）対象業種・事業

当町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、小売業、飲食サービス業と多岐にわたり、幅広い中小企業を支援する必要があるため、対象業種、対象事業問わず、すべてを対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を、本計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、本計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税などの滞納がある者については、本計画の認定の対象としない。